

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第五百七十四号

昭和二十四年農林省告示第三百三十二号林業施設負担金交付規程に基いて、鳥取縣治山事業規程を次のように定める。

昭和二十四年十月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣治山事業施行規程

第一條 治山事業の施行は、この規程の定めるところによる。但しこの規程に定めない事項については、大正九年十一月八日內務省令第三十六号道路工事執行令及び大正十四年鳥取縣令第四十七号道路工事執行令施行細則を準用する。

第二條 昭和二十四年農林省告示第三百三十二号林業施設

本書ノ大キサハ國定規格A5判

昭和二十四年十月二十一日
第二千五百十六号 金曜日

負担金交付規程第一條第二項の別表(一)(二)(四)の事業は保安林或は保安林編入予定地につき縣においてこれを施行する。

第三條 事業は縣の計画により、毎年度予算の範囲内におしてこれを行う。但し事業の施行に利害關係のある市町村、町村組合又は森林組合は、事業の施行を知事に願ひ出ることが出来る。

第四條 前條の願出があつた場合、知事はその内容を検討し施行するときは、その旨を申請者に通知するものとする。

第五條 事業を施行する場合知事は予め事業を施行する土地の所有者にその旨を通知し承諾するものとする。土地所有者に於て事業の施行を承諾した場合は承認書を知事に提出しなければならない。

第六條 事業の完成の場合、その工作物又は造林木は土

00270

地所有者の所有に帰属するものとする。

第七條 前條の工作物又は造林木については土地所有者において次の事項を行わなければならない。但し知事が必要と認めた場合は、その事業に利害關係を有する者に対し、これを行わせることができる。

- 一、補植、撫育及び軽微な工作物の補修
- 二、火災の予防及び消防
- 三、盗伐、誤伐、侵蝕、その他加害行為の予防及び防

- 止
- 四、有害鳥獸の驅除
- 五、森林法第二十七條の規定による施業又は保護の実

行

六、知事に対する被害状況の報告

第八條 前條第一号について知事が必要と認めた場合にはその方法を指定するものとする。

第九條 事業の施行に必要な場合は別にこれが内規等を定めるものとする。

第十條 この規程において知事に提出する書類は、所轄

地方事務所を経由するものとする。

第十一條 この規程において取扱う書類の様式は附表による。

附 則
この規程は公布の日から施行し昭和二十四年七月一日から適用する。
昭和二十四年一月鳥取縣告示第二十五号鳥取縣治山事業施行規程は廃止する。

附 表

一、願 書

縣營治山事業施行願

左記箇所につき治山事業を施行せられたく願ひ出る当
事業施行については土地所有者において承諾済につき
申し添える。

年 月 日

住所氏名印

知 事 宛

記

00271

郡	町	村	大字	字	地番	地目	郡	町	村	大字	氏名	備考

注 意

一、添付する実測図(又は見取図)には附近の地勢、河川、道路、田畑、森林等の位置を明かにすること。

二、添付する施行地の調査には次の事項を記入すること。
い、地番、地目及び台帳反別

ろ、施行地の現況及び将来發生を予想せられる被害の
状況

は、事業施行に伴う効果の具体例

に、地元において希望する工種、資材労務に対する地
元側の利便供与その他参考となる事項

三、承 諾 書

承 諾 書

一、箇所 郡 町大字 字 番地

二、面積、台帳(見込又は実例) 町 戸 畝 歩
三、用途 治山事業(…事業) 施行のため
四、期間 昭和 年 月 日から事業完成の日まで
右について左記の條件によつて土地を使用し事業を施
行することを承諾する。

年 月 日

郡 町大字 字 番地

土地所有者 氏 名 印

知 事 宛

記

一、事業施行に必要な場合はその施行に必要な土地を
無償で使用しても何等異議を申し立てない。

二、事業の施行により土地の形質に変更を來たし又は
立木その他に損害を生じてもその賠償を請求しない。

三、事業施行に支障を及ぼすような一切の行為をしな
しことは勿論事業施行に対してできるだけ協力する。

四、事業施行地及びその附近の自己所有地に在る切芝、

00272

土石、粗朶、萱株等で事業用材料に使用するものは無償で提供する。

五、事業施行中でも公課その他土地に關する一切の費用は土地所有者において負担する。

◇鳥取縣告 第三百七十五号

鳥取縣保安林強化事業施行規程を次のように定める。

昭和二十四年十月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣保安林強化事業施行規程

第一條 保安林強化事業の施行は、昭和二十四年農林省告示第三百三十二号林業施設負担金交付規程（以下農林省規程という）によるの外、この規程の定めるところによる。

第二條 農林省規程第一條第二項別表(内)(ハ)の事業は、縣においてこれを施行する。

第三條 保安林の配備については、次の区分によりこれを施行する。

一、河川上流（以下單に上流、下流という）の奥地水源地带における水源涵養保安林及び土砂打止保安林。

二、その他の保安林。

第四條 前條第一号に屬するものについては、次の地域を対象として、河川流域毎に調査する。

一、下流地区に高度の文化経済施設のある上流水源地带。

二、水害の頻発する流域の上流であつて、その原因が森林に基くものと認められる地带。

三、廣範なばげ山地帯があり、治水上放置しておけない地带。

第五條 第三條第一号による保安林は、分水界を中心とし、できる限り一般林地より上方にあるよう選定するものとする。

第六條 第三條第二号に屬するものについては、次の地域を対象として市、町、村毎に調査する。

一、直接被保護物が明確で、飛砂、頽雪、墜石の防止、水害、割害の防備及び防風に森林の生立が他の方法

00273

より効果的であり得策である箇所。

二、産業用水源として必要であり、又その施設を保全するため土砂打止上必要な箇所。

三、沿岸を航行する船舶、特に魚船の航行目標として必要な箇所。

四、漁場、漁田の保護のため必要な箇所。

六、公衆衛生のため必要な箇所。

六、社寺、名所若しくは旧蹟地の風致のため必要な箇所。

第七條 前條各号によつて編入しようとする保安林は、被保護物に対し最も有効な配置を有するようにし、できる限り小面積とする。

第八條 第六條によつて編入した保安林で、森林の形態を備えていないもの或は不適当な林相の場合には、新にこれを造成し又は改良するものとする。

第九條 保安林の編入は森林法第十四條第一号及第五号のものを主とし左の方針によつて行ふ。

一、氣象的並びに土地的条件に應じ、産業的並びに文

化的施設を、明確にその目標とするもの。

二、森林原野の荒廢をきたし、公益上被害發生の原因をなしているもの、中編入を必要とするもの。

第十條 保安林中次の各項に該当すると認められるものはこれを解除する。

一、公益上必要なとき。

二、森林法第十四條各号の保安林編入目的につき、他の手段、施設等により、保安林として存置する必要のなくなつたもの及び保安關係の變つたもの。

三、水害その他自然災禍の脅威にまどわされて不必要に編入されていたもの、又は目的を誤つて編入せられていたもの。

第十一條 保安林の指定事項が以前のものであつて、現在の保安林に適しないものは、指定事項の変更を行うものとする。但し一團地にある保安林については綜合指定をなすことができる。

第十二條 保安林を新設し又は廢止するものについては、速かに編入解除を發動しなければならない。

00276

昭和二十四年十月二十一日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
寶來 健

◇鳥取縣告示第五百七十九号

物價統制令第四條の規定により輸入緑肥作物種子(ベツチ種子)の販売價格の統制額を次のように指定する。

昭和二十四年十月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

種別 項目 量 目 販売價格の統制額

輸入コモンベツチ種子 正味 八三、二疋 四、五二、〇五 円

但し鳥取縣販売農業協同組合連合会が販売する場合本表統制額は町村農業協同組合最寄着駅貨車乗渡しまでのものであつて 町村農業協同組合は本表統制額に運賃の実費を加算することができる。

◇鳥取縣告示第五百八十号

物價統制令第四條の規定により外食券食堂における外食券引換食事料金の統制額を次のように指定し、昭和二十二年七月鳥取縣告示第三百二十一号(外食券指定食堂における外食券引換券当の販売價格の統制額指定の件)は廢止する。

昭和二十四年十月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区分 副食物 販売價格の統制額

普通食 汁、新香 二十円

特別食 汁、魚又は野菜、新香 四十円

一、本表統制額は外食券一枚相当の内容量を有する主食の外に右の副食物を供するものとする。

二、副食物は如何なる高級品を使用するも本表統制額を超えることはできない。

三、本表統制額は駅構内で販売する場合には適用しない。

00277

◇鳥取縣告示第五百八十一号

薪炭規格規程(昭和二十二年農林省告示第百五十二号)

第三條の二第二項の規定に基いて、木炭の一包裝の特別

正味量目を次のように定め昭和二十四年九月十六日から適用する。

昭和二十四年十月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 一包裝の特別正味量目

炭種 特別正 備 考
味量目

白炭 二〇疋 調整、包裝は、薪炭規格規程第三條の二第一項による

二、適用期限 昭和二十五年三月三十一日

教育委員會規則

◇鳥取縣教育委員會規則第十六号

昭和二十四年三月鳥取縣教育委員會規則第七号鳥取縣教育委員會事務局処務細則の一部を次のように改める。

昭和二十四年十月二十一日

鳥取縣教育委員會

鳥取縣教育委員會事務局処務細則中改正細則

第三十一條第一項第四号の次に左の一号を加える。

五、縣内に發する通牒、照会等にして印刷又は謄寫したものは公印押なつを省略することができる。

彙報

昭和二十四年十月二十一日

一 境界変更及び隣置分合について

(一) 昭和二十四年十月一日から岐阜縣加茂郡吉岡村を廢し、その区域の大字市平賀鑄物師屋及び肥田瀬の区域を武儀郡關町大字大平賀の区域を加茂郡高田村の区域に編入した。

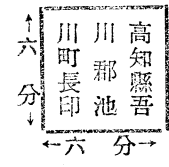
(二) 昭和二十四年十一月三日より茨城縣東茨城郡吉岡村の一部を別紙の通り水戸市に編入することになつた。

00278

(三) 昭和二十四年十一月一日から山口市のうち大字小郡上郷及び小郡下郷を分けその区域をもつて小郡町を置きその属する郡の区域を吉敷郡に定められた。

二、公印及び職印盗難紛失について
 (一) 高知縣吾川郡地井町では左記の通りの町長職印を昭和二十四年九月二十七日紛失の旨通知があつた。

記
 一、職印は木印六分角で図示の通りであり輪郭は磨滅して判然としていない。



別紙
 大字 字 地 番
 吉田 天神下 同 二、九一ノ二
 同 一 二、九一ノ一
 二、九一〇

二、八九〇ノ一
 二、八九九ノ四
 同 一ノ三
 同 一ノ二
 二、八九三ノ一
 同 一ノ二
 同 一ノ三
 二、七六二ノ一
 二、七六一
 二、八九九ノ二
 二、九〇〇ノ二
 二、七六六ノ二
 同 一ノ一
 二、七六七ノ二
 二、七六九ノ一
 二、七七二ノ一
 二、七七二ノ一
 二、七七二ノ一
 二、九〇三ノ二

00279

二、九〇二ノ一	同 一ノ二	二、七六〇ノ二	同 一ノ一
二、九〇一	二、七六五	二、七五九	二、七五九
二、七六四	二、七六三	二、七七三ノ二	二、七七三ノ二
二、七六二ノ三	同 一ノ二	二、七七一ノ二	二、七七一ノ二
二、九〇八ノ二	同 一ノ一	二、八九一ノ一	二、八九一ノ一
二、九〇六	二、九〇四ノ二	二、八九二ノ一	二、八九四
同 一ノ三	二、九〇三ノ三	二、八九五	二、八九四
二、九〇三ノ一	二、九〇三ノ一	二、八九六	二、八九七
二、七七三ノ一	二、七七三ノ一	二、八九七	二、八九八ノ一
二、七七四	二、七七四	同 一ノ二	二、八九九ノ一
		二、九〇〇ノ一	二、九〇〇ノ一
		二、七六六ノ四	二、七六六ノ四
		同 一ノ三	同 一ノ三

00280

鳥取縣公報

第二千五百六号

昭和二十四年十月二十一日

(第三種郵便物認可)

一一

吉田

御手洗尻

同 ノ五
 二、七六七ノ一
 二、七六九ノ二
 二、八九〇ノ三
 二、八八九ノ七
 同 ノ六
 同 ノ五
 二、九〇九
 二、九〇五
 二、九〇七ノ二
 同 ノ一
 二、九七七ノ一
 同 ノ二
 二、九七五
 二、九三四ノ一
 同 ノ四
 同 ノ二
 二、九三三ノ二

同 ノ三
 二、九三一
 二、九三二
 二、九七〇
 二、九六九ノ一
 二、九三〇ノ一
 二、九二二ノ一
 二、九二二ノ一
 二、九二二ノ三
 二、九二二ノ三
 二、九二一ノ三
 二、九一七
 二、九一四
 二、九二一ノ一
 二、九二九ノ三
 同 ノ一
 二、九三三ノ一
 三、〇三八
 二、九七四

00281

鳥取縣公報

第二千五百六号

昭和二十四年十月二十一日

(第三種郵便物認可)

一一

吉田

谷津

二、九八〇
 二、九七九
 二、九七八
 三、〇三三
 三、〇三五
 三、〇三四
 二、九二二ノ二
 二、九一八ノ二
 二、九一八
 二、九二九ノ二
 二、九二八ノ二
 同 ノ一
 二、九二〇ノ一
 同 ノ三
 二、九二八ノ三
 二、九二〇ノ二
 二、九一九
 二、九五一ノ二

三、〇二〇ノ二
 三、〇三六
 二、九二一ノ五
 同 ノ二
 三、〇三七
 二、九七六
 二、九一七ノ一
 二、九二二ノ二
 二、九一五
 二、九一三
 二、四三九
 二、四三八
 二、四三三
 二、四三二ノ三
 同 ノ二
 同 ノ四
 二、四四〇
 二、四四一ノ三

二、八八一ノ一
同ノ二
二、八七三ノ一
同ノ二
同ノ三
同ノ四
二、八七四ノ一
同ノ二
同ノ三
同ノ四
二、八一ノ一

前記地内に介在する道路溝渠全部

昭和二十四年十月二十一日印
昭和二十四年十月二十一日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發行所 鳥取縣鳥取市東町取
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取
印刷所 鳥取縣